

○阿見町建設工事等入札参加資格選定規程

平成12年3月3日訓令第5号

改正

平成15年10月1日訓令第11号  
平成19年3月19日訓令第8号  
平成19年3月27日訓令第10号  
平成20年3月31日訓令第1号  
平成22年3月31日訓令第5号  
平成23年3月29日訓令第2号  
平成23年3月31日訓令第3号  
平成24年3月30日訓令第8号  
平成24年3月30日訓令第9号  
平成25年3月28日訓令第7号  
平成26年3月31日訓令第3号  
平成26年12月26日訓令第10号

阿見町建設工事等入札参加資格選定規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 入札参加資格（第3条・第4条）
- 第3章 資格審査会（第5条—第10条）
- 第4章 入札参加資格の調査（第11条—第16条）
- 第5章 共同企業体（第17条—第24条）
- 第6章 指名業者の選定（第25条—第29条）
- 第7章 雑則（第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、阿見町契約規則（平成12年阿見町規則第1号。以下「契約規則」という。）第3条、第16条及び第17条の規定に基づき、町が発注する建設工事等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、当該資格審査の申請及び方法並びに指名業者の選定基準について、必要な事項を定めるものとする。

（契約の種類）

第2条 この訓令において決定する契約の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- （1）建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項

に規定する建設工事（以下「工事」という。）をいう。

(2) 設計業務等 次に区分する業務を総称していう。

ア 測量業務（測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量の業務をいう。）

イ 建築関係建設コンサルタント業務（建設工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理の業務をいう。）

ウ 土木関係コンサルタント業務（土木工事に関する調査、企画、立案、計測及び監理の業務をいう。）

エ 地質調査業務（土木又は建築工事のための地質又は土質についての調査、計測、解析及び判定の業務をいう）

オ 補償関係コンサルタント業務（次に掲げる業務をいう。）

(ア) 補償コンサルタント業務（公共工事に必要な土地等の取得又は使用に伴う損失の補償その他の見積り業務をいう。）

(イ) 土地家屋調査業務（土地家屋調査法（昭和25年法律第288号）第2条に規定する土地家屋調査の業務をいう。）

(ウ) 不動産鑑定評価業務（不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条第2項に規定する不動産鑑定の業務をいう。）

(エ) 計量証明業務（計量法（平成4年法律第51号）第107条第1項第2号に規定する計量証明の業務をいう。）

## 第2章 入札参加資格

（資格審査を受けることができない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、資格審査を受けることができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に規定する成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

(2) 令第167条の4第2項の規定により入札に参加させないこととした者で、その期間を経過していない者

(3) 次条の第4項に規定する審査基準日現在で、営業に関し、法律上必要とする許可、認可又は登録等を受けていない者

(4) 建設業にあっては、法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項について、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者又は経営事項審査により総合評点（P）（以下「総合評点」という。）を得られないもの

(5) 共同企業体にあっては、その構成員となる者が、次条の規定による資格審査の申請をしていないもの

(6) 協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。）又は事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による事業協同組合をいう。）にあっては、入札に参加しようとする業種について組合

の定款に協同受注についての定めがないもの

(7) 国税、県税及び町税（別表第1に定める町内業者に限る。）で次条第3項に規定する税目を完納していない者

（資格審査の申請）

第4条 入札参加資格の審査を受けようとする者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的で結成する共同企業体（以下「経常建設共同企業体」という。）を含む。以下「申請者」という。）は、平成12年を基準として隔年の1月1日から2月末日までの間で別に定める期間内に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、当該期間内に提出できなかった者は、翌年の1月1日から2月末日までの間で別に定める期間内に提出（以下「追加提出」という。）することができる。

2 前項の規定にかかわらず、大規模であって技術的难度の高い工事について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として共同企業体により競争を行わせる必要があると町長が認めるときに、工事ごとに結成する共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）であることその他やむを得ない理由があると町長が認める者は、申請を臨時提出することができる。

3 申請書には、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

(1) 工事の請負契約（次号の契約を除く）

ア 使用印鑑届

イ 委任状

ウ 法第3条第1項の規定による許可証明書の写し

エ 法第27条の27第1項の規定による経営事項審査の結果の通知（以下「経営事項審査通知書」という。）

オ 工事経歴書（様式第2号）

カ 営業所一覧表（様式第3号）

キ 技術者経歴書（様式第4号）

ク 商業登記簿謄本（個人にあつては、身分証明書。以上この条において同じ。）の写し

ケ 納税証明書 次に掲げる納税証明書（以下この条において同じ。）の写し

(ア) 法人税（個人にあつては、所得税）及び消費税（地方消費税を含む。）の未納のないことの証明書

(イ) 本町の町税で、法人又は個人にかかる全ての税の未納及び滞納のないことの証明書

コ その他町長が必要と認める書類

(2) 工事の請負契約（共同企業体）

ア 経常建設共同企業体

(ア) 共同企業体等調書（様式第5号）

(イ) 共同企業体協定書

(ウ) 工事経歴書（様式第2号。当該共同企業体による施工実績がある場合に限る。）

(エ) その他町長が必要と認める書類

イ 特定建設工事共同企業体

(ア) 共同企業体協定書

(イ) その他町長が必要と認める書類

(3) 設計業務等の委託契約

ア 使用印鑑届

イ 委任状

ウ 営業に関し、法律上必要とする許可、認可又は登録等を証する書類の写し。ただし、建設コンサルタント登録業者については建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第7条に規定する、地質調査業登録業者については地質調査業登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第7条に規定する、補償コンサルタント登録業者については補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第7条に規定する現況報告書の写しをもって、これに代えることができる。

エ 測量等実績調書（様式第6号）

オ 技術者経歴書（様式第4号）

カ 営業所一覧表（様式第8号）

キ 商業登記簿謄本の写し

ク 直前1年間の事業年度分の財務諸表類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人にあつては貸借対照表及び損益計算書）

ケ 納税証明書

コ その他町長が必要と認める書類

4 前項に規定する書類は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に掲げる期日（以下「審査基準日」という。）現在で作成するものとする。

(1) 前項第1号及び第3号に規定する契約にあつては、申請提出日の直前の営業年度の終了の日とする。ただし、当該直前の営業年度の終了日現在で作成することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。

(2) 前項第2号に規定する契約にあつては、町長が指定する日とする。

### 第3章 資格審査会

#### (審査会の設置)

第5条 次の各号に掲げる事項を審査するため、阿見町競争入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 入札参加資格の審査
  - (2) 発注標準金額及び発注標準金額に対応する等級（以下「格付等級」という。）の審査
  - (3) 契約方式の選定及び入札参加条件の審査
  - (4) 共同企業体による施工の可否
  - (5) 契約規則第19条の規定に基づく指名業者の選定
  - (6) 第12条第1項に規定する有資格者が、事故、贈賄及び不正行為等を起こした場合の措置
  - (7) 前各号のほか必要と認める事項
- 2 前項各号に定める審査の結果は、町長に報告し、その承認を受けるものとする。  
（審査会の組織等）

第6条 審査会の委員は、次に掲げる職にある者とし、委員長は副町長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

- (1) 副町長
  - (2) 総務部長
  - (3) 生活産業部長
  - (4) 都市整備部長
  - (5) 町民部長
  - (6) 保健福祉部長
  - (7) 教育次長
  - (8) 会計管理者
  - (9) 総務部次長
  - (10) 管財課長
- 2 委員長は、審査会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長が代理する。  
（会議）

第7条 委員長は、必要の都度会議を招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は非公開とする。
- 5 会議は必要に応じ関係職員の出席を求め意見を聴くことができる。

（持回り審査）

第8条 委員長は、会議に付する必要がないと認める事案又は急を要する事案については、持回り審査により過半数の委員の同意をもって審査会の審査に代えることができる。

（秘密の保持）

第9条 委員及び関係職員は、審査会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、管財課において処理する。

#### 第4章 入札参加資格の調査

(資格の審査)

第11条 審査会は、申請書及び添付書類に基づき、経営に関する客観的事項を審査し総合審査評点を算出するものとする。

2 審査会は、前項の規定により算出された総合審査評点に基づき、別表第2に掲げる工事の種類ごとに格付（以下「標準格付等級」という。）をするものとする。

3 審査会は、前項の規定による標準格付等級ごとに別表第2に掲げる工事の種類を発注する場合の基準となる工事等の発注標準金額の範囲を定めるものとする。

4 審査会は、有資格者が工事事務等、施工不良、不正行為等を起こした場合の措置を審査するものとする。

5 委員長は、審査会が第1項から第3項までの規定により格付等を定めたとき及び前項の規定により措置を決定したときは、その結果を町長に報告するものとする。

6 町長は、次の各号のいずれかに該当する申請者に対する参加資格は、これを与えないものとする。

(1) 第3条各号のいずれかに該当する者

(2) 第1項の認定前に第16条第1項各号のいずれかに該当することとなった者

(名簿の作成)

第12条 町長は、前条の規定により参加資格を有すると認定した者（以下「有資格者」という。）を有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載するものとする。

2 第2条第1項第1号に規定する契約に係る有資格者については、当該有資格者の総合審査評点に基づき別表第2に定める工事の種類ごとの格付等級に区分し、名簿に登載するものとする。

3 町長は、経営状況等が著しく悪くなった有資格者（格付等級を付した者に限る。）があるときは、審査会の審査を経て、当該有資格者の格付等級を変更することができる。

(審査結果の公表)

第13条 町長は、第11条第1項の認定をしたときは、名簿の閲覧により公表するものとする。

(有効期間)

第14条 参加資格の有効期間は、当該資格の認定した年の4月1日から起算して2年とする。ただし、追加提出については、当該資格の認定した年の4月1日から起算して1年とする。

2 第4条第2項に規定する申請に基づく参加資格の有効期間は、当該認定がなされた日から前項本文による有効期間の残存期間とする。

3 前項に規定する有効期限経過後において新たな名簿が作成されていないときは、新たな名簿が作成されるまでの間、従来の名簿をもってこれにかえることができる。

(変更届)

第15条 有資格者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を町長に届けなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者（個人にあつては、経営者）又は受任者
- (3) 所在地又は電話番号（営業所、出張所等を含む。）
- (4) 営業に関し、法律上必要とする許可、認可又は登録等
- (5) 代表者の印（印鑑登録してあるもの）
- (6) 使用印鑑
- (7) その他町長が必要と認めるもの

2 有資格者は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨を町長に届出なければならない。

- (1) 営業に関し、法律上必要とする許可、認可又は登録等の取消又は失効
- (2) 営業の停止
- (3) 営業の休止又は廃止

(資格の取消し)

第16条 町長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、審査会の審査を経て、参加資格を取消すとともに名簿から抹消するものとする。

- (1) 営業に関し、法律上必要とする許可、認可又は登録等の取消しを受けたとき、又は失効したとき。
- (2) 営業を廃止したとき。
- (3) 令第167条の4の規定により入札に参加させないこととした者に該当することとなったとき。
- (4) 共同企業体にあつては、当該共同企業体を解散したとき。
- (5) 申請書その他の書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (6) 名簿の公表を拒否したとき。

2 町長は、前項の規定に基づき参加資格の取消を行ったときは、当該取消しを受けた者に対してその旨を書面により通知しなければならない。

## 第5章 共同企業体

(共同企業体による入札)

第17条 町長は、次条の規定に該当する工事のうち、次項の規定により審査会の審査を経た工事について、共同企業体により競争を行わせる必要があると認めるときは、共同企業体を入札に参加させることができる。ただし、特定工事建設共同企業体により競争を行わせることとした工事であっても、特定建設工事共同企業体以外の有資格者であつて

当該工事を確実かつ円滑に施工することができるものと認められるもの（以下「単体有資格者」という。）があるときは、特定建設工事共同企業体により行わせる競争に当該単体有資格者を参加させることができるものとする。

- 2 課長等は、所管する工事について共同企業体により競争を行わせる必要があると認める場合は、審査会へ付議するものとする。

（対象工事等）

第18条 経常建設共同企業体の施工対象工事は、技術者を適正に配置し得る規模を考慮して、決裁権者が適当と認めた工事とする。

- 2 特定建設工事共同企業体の施工対象工事は、次に掲げる工事のうち、決裁権者が適当と認めた工事とする。

- (1) 土木工事 1件の請負に付する額が2億円以上又は特殊な技術を要する工事及び土地区画整理事業の工事
- (2) 建築工事 1件の請負に付する額が3億円以上又は特殊な技術を要する工事
- (3) 電気・管工事等 1件の請負に付する額が1億円以上又は特殊な技術を要する工事

（基本要件）

第19条 共同企業体は、運営責任の明確化及び総合力の発揮のため、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 構成員相互の利害関係の複雑性、協調の困難性を避け、運営責任の明確化を図るため、構成員は3建設業者以内とすること。
  - (2) 総合力発揮のための工事の施工に当たっては、各構成員が資本、技術及び材料等を提供し、実質的に施工能力が増大するものであること。
  - (3) 運営形態は構成員が一体となって施工する方式を原則とすること。
  - (4) 工事の施工において下請代金の額（その工事に係る下請契約が2以上あるときは下請代金の総額）が、3,000万円（建築一式工事4,500万円）以上となる下請契約を締結して施工する場合は、構成員の中に法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けた者がいなければならない。
  - (5) 出資比率の下限は2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
- 2 共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。
    - (1) 全ての構成員は、当該申請に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存在し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置し得ること。
    - (2) 全ての構成員は、当該申請に対応する許可業種について、許可後営業年数が3年以上あり、かつ、名簿に登載されていること。

（結成の基準）



第20条 経常建設共同企業体の結成は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 町内業者（格付等級Aの者を除く。）による構成であること。
- (2) 組合せは、同一等級又は直近等級に属する者とし、構成員各個の格付等級より上位となる組合せであること。
- (3) 当該共同企業体の構成員は、入札に参加を希望する他の経常建設共同企業体の構成員となっていないこと。

2 特定建設工事共同企業体の結成は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 代表となる構成員は、施工を目的とする工事と同じ業種の年間平均完成工事高が6億円（電気工事及び管工事にあつては、2億円）以上であり、かつ、格付等級がAの建設業者であつて過去3カ年間に元請として、特定の工事と内容を同じくする工事を施工した経験を有するものであること。
- (2) 代表者以外の構成員は、施工を目的とする工事と同じ業種の年間平均完成工事高が2億円（電気工事及び管工事にあつては、1億円）以上であり、かつ、格付等級B以上の者で当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験を有するものであること。
- (3) 当該共同企業体の構成員は、同一の工事について、他の特定建設工事共同企業体の構成員となっていないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、必要とする要件等は審査会で定めるものとする。

（共同企業体の資格審査）

第21条 共同企業体の参加資格の審査の基準は、第11条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 経営に関する客観的事項の審査は、法第27条の23第3項の規定に基づく、「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）」及び「経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日国総建第269号）」に準じて行うものとする。
- (2) 経常建設共同企業体にあつては、前号の規定により格付される当該格付等級が、構成員のうち最も上位の格付等級より2級以上となる場合であっても、構成員のうち最も上位の格付等級の直近上位に格付するものとする。
- (3) 特定建設工事共同企業体にあつては、前号の規定にかかわらず、当該共同企業体の代表者の格付等級によることができるものとする。

（協定書）

第22条 第4条第3項第2号の規定により申請書に添付する共同企業体の協定書は、経常建設共同企業体にあつては様式第9号及び第10号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第11号に準じ作成されなければならない。

（編成表）

第23条 工事を受注した共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、様式第12号に準じた共同企業体編成表を請負契約締結の際に提出しなければならない。ただし、あらかじめ町長が提出することを要しないものと指定した工事については、この限りではない。

(構成員の脱退、除名及び加入)

第24条 工事の施工中における共同企業体の構成員の脱退は、これを認めない。ただし、共同企業体を結成した後に、構成員の破産、解散、経営状態の著しい悪化等特別な事由がある場合で、全構成員からの申請があったときは、この限りでない。

2 工事の施工中において、3者で構成された共同企業体の一部の構成員について、他の全構成員から除名の申請があったときは、当該除名を申請された構成員に重大な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由がある場合に限り、これを認めることができる。この場合、残存構成員からなる共同企業体から除名された構成員に対し、除名した旨の通知をさせなければならない。

3 前2項の場合において、残存構成員からなる共同企業体では適正な施工の確保が困難と認められるときは、新たな構成員を加入させることができる。この場合、新たな構成員の加入は、残存構成員全員の申請に基づくものとし、当該構成員は、脱退し、又は除名された構成員と同程度以上の施工能力等を有する者である場合に限り、これを認めることができる。

## 第6章 指名業者の選定

(指名業者の選定基準)

第25条 指名業者の選定は、有資格者の中から、次に掲げる事項を留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏しないように選定しなければならない。

(1) 当該契約の履行につき法令に基づき許可、認可又は登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可又は登録等の有無

(2) 経営及び信用の状況の良否

(3) 不誠実な行為の有無

(4) 当該契約の性質上契約実績のある者に行わせる必要があるときは、当該契約と同種同程度の契約実績の有無及び当該履行成績

(5) 手持ち契約の状況

(6) 当該契約の性質上特定地域にある者が契約上有利であると認められるときは、地理的条件

(7) 技術者の状況と当該契約についての技術的適性

2 第12条第2項の規定に基づき格付等級を定めた契約にあつては、当該契約の発注標準金額に相応する格付等級に属する有資格者の中から選定しなければならない。

(指名業者の推薦)

第26条 課長等は、その所管に属する工事等について指名業者を選定する権限を有する者に対し、あらかじめ指名業者を推薦するものとする。

2 指名業者を推薦する場合の業者数は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、特殊工事等により業者の数が僅少の場合は、この限りではない。

(選定の特例)

第27条 契約規則第21条又は阿見町随意契約運用基準（平成12年告示第38号）第2条から第5条までのいずれかに該当する場合で、第25条の規定によることができないときは、同条の規定にかかわらず指名業者を選定することができる。

(審査の付議)

第28条 課長等は第25条の規定により決議されたときは、選定について審査会の審査に付さなければならない。

2 審査会に付議する場合は、会議の7日前までに指名業者推薦（決定）伺を委員長に送付しなければならない。

(指名の取消し)

第29条 町長は、次の各号のいずれかに該当することとなった者を現に指名しているときは、特別の理由がある場合を除き、当該指名を取消すものとする。

- (1) 第16条第1項の規定により参加資格を取消された者
- (2) 阿見町建設工事請負業者指名停止措置要領（平成12年告示第39号）第2条及び第3条並びに第10条の規定により指名停止の措置を受けた者
- (3) 阿見町建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成12年告示第40号）第2条の規定により指名除外の措置を受けた者
- (4) 第25条第1項各号のいずれかにおいて指名することが不適格であると認められるとき。

## 第7章 雑則

(その他)

第30条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、審査会の審査を経て町長が別に定める。

### 附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月1日訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の阿見町建設工事等入札参加資格選定規程の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月19日訓令第8号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日訓令第10号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第1号）  
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第5号）  
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日訓令第2号）  
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第3号）  
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第8号）  
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第9号）  
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日訓令第7号）  
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第3号）  
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日訓令第10号）  
この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条，第25条関係）

業者区分表

業者区分	認定条件
町内業者	1 申請書提出日現在で、町内に本社を置く法人又は個人 2 申請書提出日現在で、町内に支店・営業所（営業に関する事務所等又は工場等の製造の拠点は含むものとし、倉庫，現場事務所，又は資材置場等は除く。）を置く法人 3 町長に法人の設立等に関する申告書により申告した者 4 営業の拠点となる事務所としての実体があること
町外業者	1 町内業者以外の業者

別表第2（第11条，第20条関係）

発注標準金額及び格付等級区分

工種	格付等	総合審査評点	発注標準金額
----	-----	--------	--------

	級		
土 木 一 式	A	750点以上	1,500万円以上
	B	650点以上750点未満	130万円以上6,000万円未満
	C	650点未満	1,500万円未満
建 築 一 式	A	750点以上	1,000万円以上
	B	600点以上750点未満	130万円以上5,000万円未満
	C	600点未満	1,000万円未満
舗 装	A	750点以上	1,000万円以上
	B	600点以上750点未満	130万円以上3,000万円未満
	C	600点未満	1,000万円未満

別表第3（第26条関係）

指名業者数選定基準

指名業者数	発注標準金額	
	建設工事	設計業務等
8者以上	—	2,000万円以上
6者以上	1,000万円以上2,000万円未満	700万円以上2,000万円未満
5者以上	500万円以上1,000万円未満	300万円以上700万円未満
4者以上	130万円以上500万円未満	50万円以上300万円未満

様式第1号（第4条関係）

様式第1号の2（第4条関係）

様式第1号の3（第4条関係）

様式第1号の4（第4条関係）

様式第2号（第4条）

様式第3号（第4条）

様式第4号 (第4条)

様式第5号 (第4条)

様式第6号 (第4条)

様式第7号 (欠)

様式第8号 (第4条)

様式第9号 (第22条関係)

様式第10号 (第22条関係)

様式第11号 (第22条関係)